

重要事項説明書：（介護予防）訪問リハビリテーション

指定（介護予防）訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

1 指定（介護予防）訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人 光生病院
代表者氏名	理事長 佐能 量雄
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岡山県岡山市「北区厚生町3丁目8-35」 電話：(086) 222-6806・ファックス番号：(086) 225-9506
指定年月日	訪問リハビリテーション：平成22年4月1日 介護予防訪問リハビリテーション：平成22年4月1日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	社会医療法人 光生病院
介護保険指定 事業所番号	3310110246
事業所所在地	岡山県岡山市「北区厚生町3丁目8-35」
連絡先 相談担当者名	連絡先電話：(086)801-5060・ファックス番号：(086)801-5061 部署名：リハビリテーション課 訪問リハビリ相談担当者氏名：理学療法士 栗原 礼美
事業所の通常の 事業の実施地域	岡山市北区桑田中学校区内 (駅前町1丁目、本町、錦町、幸町、柳町1・2丁目、下石井2丁目、桑田町、大区1・2・3丁目、大供表町、春日町、鹿田町1・2丁目、鹿田本町、東島田町1・2丁目、中島田町1丁目、西島田町、厚生町1・2・3丁目、新屋敷1・2・3丁目、西之町、野田1・2・3・4・5丁目、東古松3丁目、西古松、西古松1・2丁目、大元上町、大元1・2丁目、上中野1・2丁目、下中野)とします。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会医療法人光生病院が開設する指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）で、医師が訪問リハビリテーション等の必要を認めたと者に対し、適切な訪問リハビリテーション等を提供する事を目的とする。
-------	---

運 営 の 方 針	事業所の理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、居宅において理学療法・作業療法・その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。また、事業実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
-----------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日までとしています。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日から1月3日までを除きます。
営 業 時 間	月、火、水、木、金曜日は、午前9時から正午、午後1時から午後5時までとし、土曜日は、午前9時から午後12時30分までとしています。

管 理 者	院 長 佐 能 量 雄
-------	-------------

職	職 務 内 容	人 員 数
理 学 療 法 士 ・ 作 業 療 法 士 ・ 言 語 聴 覚 士	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題を把握します。計画作成に当たっては、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、具体的な目標や具体的なサービスを記載します。(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成するに当たっては、居宅サービス計画にそって作成し、利用者、家族に説明したあとで、利用者の同意を得ます。また作成した計画は、利用者に交付します。 3 (介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 5 それぞれの利用者について、(介護予防)指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。 	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
指定（介護予防）訪問リハビリテーション	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法等必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上をめざします。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※介護サービス費については別紙（料金表）の方ご確認ください。

4 その他の費用について

交通費	<p>通常の事業実施地域以外での訪問リハビリテーション等を提供する場合の交通費は、その実費を徴収いたします。また、支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章にて説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名をいただきます。</p> <p>尚、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収いたします。</p> <table border="0"> <tr> <td>①実施地域を越えて、片道 5km 未満</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>②実施地域を越えて、片道 5km 以上 10km 未満</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>③実施地域を越えて、片道 10km 以上</td> <td>1000 円</td> </tr> </table>	①実施地域を越えて、片道 5km 未満	不要	②実施地域を越えて、片道 5km 以上 10km 未満	300 円	③実施地域を越えて、片道 10km 以上	1000 円
①実施地域を越えて、片道 5km 未満	不要						
②実施地域を越えて、片道 5km 以上 10km 未満	300 円						
③実施地域を越えて、片道 10km 以上	1000 円						

5 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日前後に利用者あてお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 27 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)利用者指定口座からの自動振替 (イ) 現金支払い (ウ) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

6 衛生管理について

事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

7 緊急時、事故発生時の対応方法について

- (1) 従業員はサービス提供中に利用者の病状の変化が生じた場合、その必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関と連携を取る等の必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (3) 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし利用者側に重過失がある場合には、損害賠償の額を減ずることがあります。当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、個人情報保護委員会と厚生労働省で策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な扱いのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

ただし、次のような事例で利用者の個人情報や利用者の家族の個人情報をを用いる場合があります。

[当事業所の内部での利用に関わる事例]

- ① 当事業所が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスのご契約者（利用者）に係る事業所等の管理運営業務のうち、会計管理、事故等の報告、当該ご契約者（利用者）の介護サービスの向上
- ④ 介護関係事業者の管理運営のうち、介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料、介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

[他の事業者等への情報提供を伴う事例]

- ① 当該事業所等がご契約者（利用者）等に提供するサービスのうち、当該ご契約者（利用者）に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答、その他の業務委託、家族等への心身の状況説明、介護保険事務のうち保険事務の委託、審査支払基金へのレセプトの提出、審査支払基金又は保険者からの照会への回答
- ② 損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出等

9 成年後見制度の活用支援について

事業所は、適正な契約手続きなどを行う為、必要に応じ成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとします。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と従業者への周知徹底を行います。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。
- (4) 虐待防止に関する担当者を設置しています。

事業所は、訪問リハビリテーション等の提供に当たり、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族など現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

13 身体拘束について

- (1) 事業所は、該当利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

15 地域との連携について

事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問リハビリテーション等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問リハビリテーション等の提供を行うよう努めるものとします。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

提供した指定訪問リハビリテーション等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明します。

(2) 苦情・相談の窓口

光生病院 訪問リハビリテーション	所在地 岡山県岡山市北区厚生町3丁目8-35 電話番号 (086) 801-5060 (直通) FAX 番号 (086) 801-5061 (直通) 受付時間 月～金曜日 8時30分～17時 土曜日 8時30分～12時30分
国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 (086) 223-8811 受付時間 月～金曜日 8時30分～17時
岡山市保健福祉局 事業者指導課	所在地 岡山市北区大供3丁目1番18号 電話番号 (086) 212-1013 受付時間 月～金曜日 8時30分～17時

17 その他運営に関する重要事項について

- (1) 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を設けます。
- (2) 事業者は、適切な訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。